六　講習時間は、大型車講習、中型車講習又は普通車講習にあつては四時間、準中型車講習にあつては八時間（現に普通免許を受けている者に対する当該講習にあつては、四時間）とすること。

［5～7　略］

8　法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる時間行うこと。

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（時間）
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	応急救護処置講習（一）	一　気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ及び止血に必要な知識 二　前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な知識	三時間
［略］			

［二～四　略］

9　法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十五項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一　［略］

二　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習事項について、同表の第三欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第四欄に掲げる時間行うこと。この場合において、当該指定自動車教習所職員が教習指導員であり、かつ、技能検定員であるときは、教習指導員又は技能検定員のいずれかに対する講習を行うことをもつて足りる。

第一欄（区分）	第二欄（講習事項）	第三欄（講習方法）	第四欄（時間）
教習指導員			
一　教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	教本、自動車等、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。		九時間以上十一時間以下
二　自動車教習所に関する法令等についての知識			
三　教習指導員として必要な教育についての知識			
四　教習指導員と自動車の運転技能			
五　技能教習に必要な教習の技能			

五　講習時間は、四時間とすること。

［5～7　同上］

8　［同上］

一　［同上］

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（時間）
大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	応急救護処置講習（一）	一　気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ及び止血に必要な知識 二　前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な知識	三時間
［同上］			

［二～四　同上］

9　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

第一欄（区分）	第二欄（講習事項）	第三欄（講習方法）	第四欄（時間）
教習指導員			
一　教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	教本、自動車等、自動車の構造見本、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。		九時間以上十一時間以下
二　自動車教習所に関する法令等についての知識			
三　教習指導員として必要な教育についての知識			
四　教習指導員と自動車の運転技能			
五　技能教習に必要な教習の技能			